

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

見直しの内容

※令和8年度と令和9年度にわけて実施します。

- ・ **高額療養費の上限額が変わります。**
- ・ **世帯単位での年間上限を新設します。**

⇒年間上限額を超えた部分については償還払いにより支給されます。

令和8年7月までの上限額

限度区分 (所得区分)			負担 割合	自己負担限度額（月額上限）		自己負担限度額（年間上限）
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	3割	252,600円（注1） （医療費が842,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—
	Ⅱ	課税所得 380万円以上		167,400円（注2） （医療費が558,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—
	Ⅰ	課税所得 145万円以上		80,100円（注3） （医療費が267,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—
一般			2割	18,000円	57,600円（注3）	144,000円
住民税 非課税世帯	Ⅱ		1割	8,000円	24,600円	—
	Ⅰ			8,000円	15,000円	—

過去12か月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は次のとおりです。
注1 4回目以降 140,100円 注2 4回目以降 93,000円 注3 4回目以降 44,400円

高額療養費制度の見直しに係るQ&A

- Q** どうして高額療養費制度を見直すのですか？
- A** 将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。皆さまのご理解をお願いいたします。
- Q** 自身の限度区分を確認したいです。
- A** 資格確認書（任意記載事項あり）又はマイナポータルでご確認いただけます。

高額療養費制度とは

医療費が自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた額を払い戻す制度です。

初めて高額療養費の支給見込みとなったときに広域連合から申請書を送付します。
お住まいの市町村窓口へ申請してください。

年間上限の新設により、
以下のかたは医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・ これまで「多数回該当」に該当しなかったかた
- ・ 見直しにより「多数回該当」の対象から外れるかた
- ・ 現在、毎月高額療養費を利用しているかた

令和9年8月以降の見直しについては、
厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

令和8年8月から令和9年7月までの上限額

限度区分 (所得区分)			負担 割合	自己負担限度額（月額上限）		自己負担限度額（年間上限）	
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	3割	270,300円（注1） （医療費が901,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—	1,680,000円
	Ⅱ	課税所得 380万円以上		179,100円（注2） （医療費が597,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—	1,110,000円
	Ⅰ	課税所得 145万円以上		85,800円（注3） （医療費が286,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。）		—	530,000円
一般			2割	22,000円	61,500円（注3）	216,000円	530,000円 410,000円
住民税 非課税	Ⅱ		1割	11,000円	25,700円（注4）	96,000円	290,000円
	Ⅰ			8,000円	15,700円	—	180,000円

過去12か月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は次のとおりです。
注1 4回目以降 140,100円 注2 4回目以降 93,000円 注3 4回目以降 44,400円 注4 24,600円

お問合せ先について

大阪府後期高齢者医療広域連合

☎06-4790-2031

対応時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業）

今回の見直しの背景等に関するご質問について

厚生労働省コールセンター

☎0120-617-111

対応時間：月曜日～土曜日 9:00～18:00
（日曜日・祝日・年末年始は休業）
運用期間：令和8年7月～令和9年3月

厚生労働省
ウェブサイト

